

ミニマム法人活用セミナー

【フリーランスに社会保障の充実を！】

株式会社 サンライズ / 社会保険労務士事務所ライフコンサル

本日のご提案内容

1. 個人事業主・フリーランスの悩み！
2. 個人事業主・フリーランスの社会保障の問題点！
3. 第三の選択…『ミニマム法人』
4. ミニマム法人のメリット・デメリット・注意点！
5. さいごに

個人事業主・フリーランス化の流れ



厚生労働省
副業・兼業の促進に関するガイドライン

電通が
社員230名を
個人事業主に転換



**個人事業主・フリーランス
の悩み！**

個人事業主・フリーランスの悩み

- 稼げなくて、生活が破たんしたらどうしよう・・・
- 備えが不十分で、豊かな老後を迎えられなかったらどうしよう・・・
- ケガや病気で働けなくなって、収入がゼロになったらどうしよう・・・



事業所得420万円の個人事業主の手取り収入は？

* 事業所得 = 売上 - 経費

すべて個人	個人
売上	6,000,000
経費	1,800,000
国民健康保険保険料	670,740
国民年金保険料	396,960
社会保険料合計	1,067,700
個人税金（所得税+住民税）	348,800
社会保険料+税	1,416,500
個人手取	2,783,500

税金と社会保険料の合計で**約142万円！**
社会保険料だけで約107万円！



< 前提条件 >

- ・ 本人 個人事業主 年齢43歳 年間所得420万円（売上600万円、経費180万円）
- ・ 配偶者 専業主婦 年齢40歳 年間所得 0円
- ・ 子 高校生 年齢16歳 年間所得 0円

年収420万円のサラリーマンとの比較

* サラリーマンの年収：給与月額×12ヶ月

参考：サラリーマンの場合	サラリーマン
給与（35万/月×12）	4,200,000
健康保険保険料（協会けんぽ）	251,856
厚生年金年金保険料	395,280
雇用保険料	12,600
社会保険料合計	659,736
税金（所得税+住民税）	153,000
社会保険料+税	812,736
手取り	3,387,264

すべて個人	個人
売上	6,000,000
経費	1,800,000
国民健康保険保険料	670,740
国民年金保険料	396,960
社会保険料合計	1,067,700
個人税金（所得税+住民税）	348,800
社会保険料+税	1,416,500
個人手取	2,783,500

- 国民健康保険ではなく健康保険（協会けんぽ）に加入
- 扶養家族（年収130万円未満）がいても健康保険料は変わらない
- 被扶養配偶者（3号被保険者）についての年金保険料はかからない
- 社会保険料は半分会社が負担してくれるので個人事業主より安い
- **年収420万円のサラリーマンの手取り収入：約340万円（+60万円）**

法人を設立するとどうなるか？①

	全て個人	全て法人		
		個人	法人	計
①売上	6,000,000		6,000,000	6,000,000
②経費	1,800,000		1,800,000	1,800,000
③専従者給与（家族社員給与）	0			
④売上－諸経費（①－②－③）	4,200,000		4,200,000	4,200,000
⑤役員報酬（支出）			4,200,000	4,200,000
⑥給与所得（収入）		4,200,000		4,200,000
⑦社会保険料（支出）	1,067,700	647,136	662,688	1,309,824
⑧課税所得	1,892,000	1,032,000	-662,688	369,312
⑨税金（支出）	348,800	154,800	70,000	224,800
⑩個人手取・事業損益	2,783,500	3,398,064	-732,688	2,665,376
⑪専従者給与加算後の個人手取	2,783,500	3,398,064	-732,688	2,665,376
⑫「すべて個人」との差額				-118,124

**個人の収入はサラリーマンと同じになるが、法人が赤字になる。
結果として、すべて個人事業の方が手取収入は大きくなる。**

法人を
設立して

個人事業主・フリーランスが 年金・医療保障を充実させて 可処分所得を増やす方法



個人事業主・フリーランス の社会保障の問題点！

ケーススタディ

<現在：夫43歳、妻40歳、子ども16歳、収入420万円のケース>

夫23歳、妻20歳で結婚、4年後（夫27歳、妻24歳）に子どもが生まれる

夫	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
妻	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
子ども						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

◆Aパターン（サラリーマン）

夫は22歳で厚生年金＋健康保険に加入、妻は20歳から3号被保険者（収入0円）

◆Bパターン（個人事業主）

夫は国民年金＋国民健康保険、妻も1号被保険者（収入0円）

老齢年金の違い

<夫43歳、妻40歳、子ども16歳、年収420万円のケース>

注) 平均標準報酬額35万円で43年加入の場合



支払保険料総額:
約1740万円

サラリーマン 妻は3号被保険者

過去の保険料は安かったので、
実際の支払保険料総額とは異なる。

65歳

厚生年金(約99万円)

基礎年金(約78万円)

基礎年金(約78万円)



支払保険料総額:
約1600万円

個人事業主 妻も1号被保険者

65歳

基礎年金(約78万円)

基礎年金(約78万円)

健康保険料の比較

＜現在：夫43歳、妻40歳、子ども16歳、収入420万円のケース＞

夫	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
妻	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
子ども						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

健康保険については、現在負担している保険料額での比較とする。

◆Aパターン（サラリーマン）

健康保険＋介護保険料（月額20,998円）×12カ月＝**251,976円（年額）**

◆Bパターン（個人事業主）

国民健康保険料（所得割＋均等割）＝**670,740円（年額）**

医療保障の違い

■ 傷病手当金

1日あたりの金額

支給開始日(※)以前の継続した12カ月間の
各月の標準月額を平均した額

※支給開始日とは、一番最初に給付が支給される日のことです

$\div 30日 \times \frac{2}{3}$

■ 出産手当金

出産日以前42日から出産日の翌日以降56日までの範囲内で
会社を休み給与の支払いがなかった期間について支給



【再掲】 個人事業主・フリーランスの社会保障の問題点

個人事業主・フリーランスは、
(サラリーマンは会社が保険料を負担しているので)
サラリーマンよりも多くの保険料を納めているのに、
受けられる保障（年金・医療）は少ない。

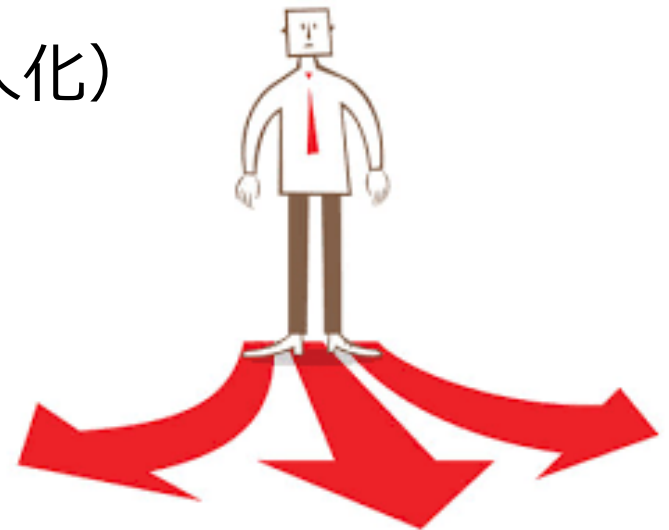


第三の選択…ミニマム法人！

ミニマム法人とは？

■ 事業形態における「第3の選択肢」

1. 個人事業
2. 法人成り（事業の全部を法人化）
3. **個人事業 + ミニマム法人**



“二刀流経営”のご提案

売上600万円、経費180万円
事業所得420万円の個人事業主



売上200万円、経費60万円の法人の経営し、
売上400万円、経費120万円の個人事業主
になる（二刀流経営？）



ミニマム法人を設立した場合の社会保険料

売上600万円、経費180万円、事業所得420万円の個人事業の売上、経費を、個人事業と法人に分割して事業所得を420万円にする。

例) 個人事業の売上400万円、経費120万円
法人の売上200万円、経費60万円

法人からの**役員報酬を月額10万円**にすると、個人としての社会保険料（健康保険+厚生年金）は月額14,680円（年額176,160円）

法人負担分の保険料（年額180,384円）と合わせても、**実質の負担額は年間356,544円。**

これまで負担していた保険料（国民年金+国民健康保険料）の1,067,700円よりも約71万円も安くなる。

**ミニマム法人のメリット・
デメリット・注意点！**

ミニмум法人を活用するメリット

1. 年金や医療の保障が充実する
2. 可処分所得が増える



年金給付の充実

		老齢年金	障害年金・手当金（本人が障害の場合）	遺族年金（本人（夫）が死亡の場合）
個人事業 のまま	43歳・東京都某区	【本人】 老齢基礎年金781,700円	【障害等級1級】 障害基礎年金977,125円	遺族基礎年金 781,700円
	本人所得420万円		子の加算224,900円	子の加算 224,900円
	配偶者有（40歳所得0円）	【配偶者】 老齢基礎年金781,700円	【障害等級2級】 障害基礎年金781,700円	寡婦年金 337,108円
	子1人（16歳）		子の加算224,900円	（妻60～65歳まで支給）

事業の一部 を法人化 すると	報酬月額6万円で 協会けんぽ加入 の場合	【本人】 老齢基礎年金781,700円	【障害等級1級】 障害基礎年金977,125円	遺族基礎年金 781,700円
		老齢厚生年金（報酬比例部分） 127,335円	子の加算224,900円	子の加算 224,900円
		（経過的加算部分） 98,097円	障害厚生年金180,873円	遺族厚生年金 108,524円
		加給年金額390,900円（配偶者65歳まで）	加給年金額224,900円（配偶者65歳まで）	中高齢寡婦加算 586,300円
			【障害等級2級】 障害基礎年金781,700円	（配偶者65歳まで・ 遺族基礎年金受給中を除く）
			子の加算224,900円	
			障害厚生年金144,698円	
			【配偶者】 老齢基礎年金781,700円	加給年金額224,900円（配偶者65歳まで）
		【障害等級3級】		
		障害厚生年金586,300円（最低保障額）		
		障害手当金1,172,600円（最低保障額）		

20歳から43歳になるまで国民年金保険料を納め、43歳から65歳になるまで報酬月額6万円で厚生年金に加入した場合の試算」（平均標準報酬額8.8万円と仮定）

可処分所得が増える

B	全て個人	全て法人			パターンB①			パターンB②		
		個人	法人	計	個人	法人	計	個人	法人	計
①売上	6,000,000		6,000,000	6,000,000	4,000,000	2,000,000	6,000,000	4,000,000	2,000,000	6,000,000
②経費	1,800,000		1,800,000	1,800,000	1,200,000	600,000	1,800,000	1,200,000	600,000	1,800,000
③専従者給与（家族社員給与）	0				0		0	0		0
④売上－諸経費（①－②－③）	4,200,000		4,200,000	4,200,000	2,800,000	1,400,000	4,200,000	2,800,000	1,400,000	4,200,000
⑤役員報酬（支出）			4,200,000	4,200,000		720,000	720,000		1,200,000	1,200,000
⑥給与所得（収入）		4,200,000		4,200,000	720,000		720,000	1,200,000		1,200,000
⑦社会保険料（支出）	1,067,700	647,136	662,688	1,309,824	137,196	141,000	278,196	176,160	180,396	356,556
⑧課税所得	1,892,000	1,032,000	-662,688	369,312	1,592,000	539,000	2,131,000	2,033,000	19,604	2,052,604
⑨税金（支出）	348,800	154,800	70,000	224,800	238,800	260,700	499,500	309,100	76,500	385,600
⑩個人手取・事業損益	2,783,500	3,398,064	-732,688	2,665,376	3,144,004	278,300	3,422,304	3,514,740	-56,896	3,457,844
⑪専従者給与加算後の個人手取	2,783,500	3,398,064	-732,688	2,665,376	3,144,004	278,300	3,422,304	3,514,740	-56,896	3,457,844
⑫「すべて個人」との差額				-118,124			638,804			674,344

- ・すべて個人事業（売上600万円、経費180万円、事業所得420万円）
⇒ 手取収入278万円
- ・個人（売上400万円、経費120万円） + 法人（売上200万円、経費60万円）
⇒ 手取収入345万円（+67万円）

注）法人からの役員報酬は月額10万円（年間120万円）

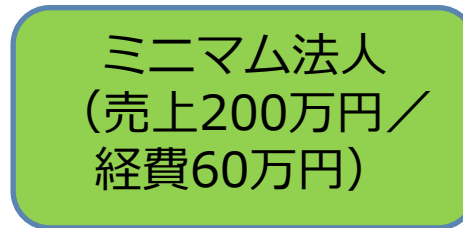
ミニмум法人活用のビフォー・アフター（例）

ビフォー

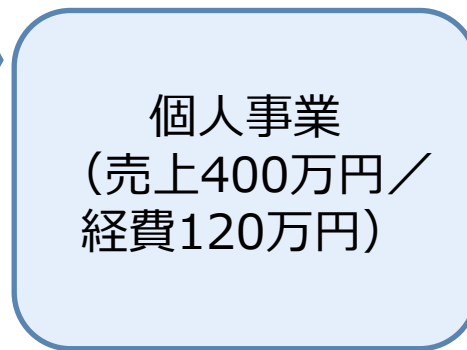


手取り収入：278万円

アフター



+



手取り収入：345万円
(+67万円)

可処分所得アップ
年金・医療充実

ミニマム法人を活用するデメリット

- 法人設立
- 決算書作成
- 社会保険の適用

→ 専門家（司法書士、行政書士、税理士、社労士）に依頼すると報酬が発生する。
ただし、「個人事業＋ミニマム法人」化により経費が削減できるので、実際には**0円法人化**が可能

ミニマム法人を活用する注意点

- 個人事業と法人事業は、
別業種の事業が基本
- 売上配分と役員報酬の設定をどうするか？
- 法人として事業の実態があること
- 税法における
「同族会社等の行為計算否認規定」
には注意する



専門家のアドバイスを受けた方が安心！



ご清聴、ありがとうございました!!

個人事業主・フリーランスが
年金・医療保障を充実させて
可処分所得を増やす方法



一般社団法人 社長の年金コンサルタント協会

社会保険労務士事務所ライフコンサル

山口市宮野上163-1 1F

TEL:083-932-5717 FAX:083-932-5718

Email:contact@life-con.net